

西宮市立中央病院医療材料管理委員会設置要綱

(目的)

第1条 西宮市立中央病院において使用する医療材料の適正な選択、購入及び使用を図り、診療内容の向上と経営改善に寄与することを目的として、医療材料管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について審議する。
ただし、薬事委員会に属することを除く。

- (1) 新規に申請された医療材料の評価及びその購入に関すること。
- (2) 既採用の医療材料についての再評価及び見直しに関すること。
- (3) 医療材料の適正な使用と管理に関すること。
- (4) その他医療材料に関すること。

(構成)

第3条 委員会の委員は院長が指名する。

2 委員長は、委員の中から院長が指名する。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は1カ月に1回開催する。

3 その他必要に応じ随時委員会を開催することができる。

(委員以外の出席)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(申請手続き)

第6条 医療材料の新規採用（購入）を希望するときは、別紙様式「新規医療材料購入要求書」を委員会に提出するものとする。ただし、緊急に使用する必要がある場合は、委員長に申請書を提出し、委員長の了解を得て緊急購入することができる。

(承認及び報告)

第7条 委員長は、委員会で審議された結果について院長の承認を得て、関係部署に通知するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、総務課(用度担当)が担当するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 8年 8月 1日から施行する。

付 則(西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程38条による改正付則)

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

付 則(西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程42条による改正付則)

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。